

第9回（リーガル・テクノロジー）Ji2 ニュースメモ

弊社 Ji2 では、使える「米国訴訟とリーガルテクノロジー」の内容で、日系企業の法務・知財部向けに、日本語でリーガルテクノロジー（法務技術）を焦点に、メモ形式で毎月発信させて頂いております。今後の内容など、ご要望などありましたら遠慮なくメールで 岡部（kokabe@ji2.com）まで 問い合わせください。

【米国ケース】E ディスカバリー違反により、勝ち取った 3700 万ドルの賠償金が無効に：Lockheed Martin v. L-3 Communications Integrated Systems（2010 年ジョージア州）

米国の軍事企業ロッキード・マーティン社が企業秘密のデータを不正に使用されたとして、競合の L-3 社を契約違反でジョージア州連邦地方裁判所に提訴した。原告は 2009 年に陪審判決により 3700 万ドルを勝ち取っていたが、その後、同社が案件の核心に迫る重要な E メールを開示していなかったことが判明し、再審が決定、賠償金 3700 万ドルは無効となった。

被告の L-3 社は、2009 年 5 月の陪審判決以後、原告によるディスカバリー違反を発見し、裁判所に訴訟の棄却または再審の申し立てを行った。これは、独禁法違反を巡り L-3 社がロッキード・マーティン社を提訴したテキサス州の別件で、L-3 社がディスカバリーにより入手した E メールの内容から判明したものであった。被告の申し立てによれば、原告は、自社の専有データを競合の CASA-EADES 社が無許可で使用することを黙認した事実を示す社内 E メールを一部開示しなかったとされる。つまりこれらの E メールは、当該データの機密性が、他社のデータ使用を許したこの時点で失われていたことを表し、自身の利用時には既に当該データがロッキード・マーティン社の企業秘密ではなかったとする L-3 社の主張を裏付ける重要な証拠となり得たのである。また、ロッキード・マーティン社は自社の企業秘密を守るために出来る限りの措置を講じたことを証明するため、当該データの使用に関して CASA 社から同社に宛てたとされる書面を証拠として提出していたが、開示されなかった E メールは、この書面が実は原告自身によって作成されたことを明らかにするものでもあった。

原告は、当該 E メールが被告からのディスカバリー要求に無関連であり開示の必要はなかったと反論したが、認められなかった。

【米国ケース】検索キーワードの適切性が問われる Diabetes Center of America, Inc. v. Healthpia America, Inc.（2008 年テキサス州）

原告の関連 E メールがすべて開示されていないとして、被告が原告に対する証拠破棄の制裁を申し立て。検索キーワードの適切性が問われた。被告側にも証拠 Eメールの保全に不備があったため、結果的に制裁は免れたが、原告の法律事務所（正確にはその中の一人）の E ディスカバリー経験が浅かったことから生じた開示不備。Eメールの検索キーワードが不適切であったために重要証拠の特定に見落としがあった。検索キーワードの選定は法律事務所だけでなく、当事者の知財部・法務部なども十分に吟味する必要がある。キーワードを適切に選定しなければ、重要な証拠の開示漏れ、ひいては証拠破棄の制裁につながる危険がある。

*日本企業様向けに日本語での E ディスカバリー情報（電子情報開示）を米国より発信しております。ぜひ一度ご覧下さい。

[>> Ji2 eDiscovery ブログページ](#)

『Business Law Journal(BLJ)後援セミナー』

法務・知財部が実務で使える、電子文書の秘匿特権データ取り扱い

- ー 日常業務における対応と注意点
- ー ディスカバリにおける対応

講演予定: 森・濱田松本法律事務所 関戸 麦 先生

日程: 2010年7月9日(金)

時間: 13:30~16:30(13:00 受付開始)

会場: 東京都千代田区丸の内 2-5-2 三菱ビル 10階
コンファレンススクエア M+グランド

<http://www.marunouchi-hc.jp/emplus/access/index.html>

費用: 無料(事前登録が必要となります)

定員: 50名(事前登録制:定員となり次第、受付を終了させていただきます)

『LegalTech in West Coast 2010 に出展します。』

訴訟関連のIT技(リーガルテクノロジー)の最大のイベントである LegalTech West Coast 2010 が、2010年6月23日、24日にLAコンベンションセンターにて開催されます。Ji2では毎年恒例の LegalTech に出展いたします。来場の際は是非、弊社のブースにお立ち寄りください。<http://www.legaltechshow.com/> ブース番号 #128

『Ji2の新サービス』

- ー 国内データホスティング始めました
 - ー ドキュメントレビューサービス始めました
 - ー 世界規模の総合法律事務所(Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP 法律事務所 <http://bit.ly/8ZTfsK>)とアライアンスパートナープログラムの提供を開始しました
-

ニュースメモは毎月頭に弊社とお取引させていただいた方々や、セミナーで名刺交換させていただいた方々にお送りさせて頂いております。ご希望の方は info@ji2.co.jp までご連絡下さいませ。

今後とも是非、ニュースメモに目を通して頂きますよう宜しくお願いいたします。

発行・編集 Ji2, Inc. 11235 Knott Ave., Suite C, Cypress, CA 90630
Phone: 714-243-6121

このニュースメモに掲載された記事を許可なく転載することを禁じます。(C) Ji2, Inc.